

# ○ 鈴鹿工業高等専門学校部会等規則

平成 16 年 4 月 1 日  
規則 第 4 号  
最終改正令和 7 年 6 月 4 日

## 鈴鹿工業高等専門学校部会等規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校運営規則（平成 16 年規則第 2 号。以下「規則」という。）第 2 条の 2、第 4 条第 1 項及び第 2 項、第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項及び第 9 条に基づき設置する部会、分科会、担当、運営協力会議、WG(以下「部会等」という。)に関し必要な事項を定める。

(設置する部会)

第 2 条 室及び委員会等(以下「室等という。」)の下に置く部会の名称、任務等は別表のとおりとする。

- 2 部会に部会長及び部会員を置き、部会長は当該部会の運営に必要な事項を掌理するとともに、連絡調整に当たり、部会員は当該部会の運営に必要な事務を処理する。
- 3 部会に、必要に応じ部会長の職務を助ける副部会長を置くことができる。
- 4 部会長、副部会長及び部会員は、校長が指名する。

(設置する分科会)

第 3 条 室等の下に置く分科会の名称、任務等は別表のとおりとする。

- 2 分科会に分科会長及び分科会員を置き、分科会長は当該分科会の運営に必要な事項を掌理するとともに、連絡調整に当たり、分科会員は当該分科会の運営に必要な事務を処理する。
- 3 分科会に、必要に応じ分科会長の職務を補助する副分科会長を置くことができる。
- 4 分科会長、副分科会長及び分科会員は、校長が指名する。

(設置する担当)

第 4 条 室等の下に置く担当の名称、任務等は別表のとおりとする。

- 2 担当に担当長及び担当員を置き、担当長は当該担当の運営に必要な事項を掌理するとともに、連絡調整に当たり、担当員は当該担当の運営に必要な事務を処理する。
- 3 担当に、必要に応じ担当長の職務を補助する副担当長を置くことができる。
- 4 担当長、副担当長及び担当員は、校長が指名する。

(設置する運営協力会議)

第 5 条 室等の下に置く運営協力会議の名称、任務等は別表のとおりとする。

- 2 運営協力会議に委員長及び委員を置き、委員長は当該委員の運営に必要な事項を掌理するとともに、連絡調整に当たり、委員は当該委員の運営に必要な事務を処理する。
- 3 運営協力会議に、必要に応じ委員長の職務を補助する副委員長を置くことができる。
- 4 委員長、副委員長及び委員は、校長が指名する。

(設置する WG)

第 6 条 室等の下に置く WG の名称、任務等は別表のとおりとする。

- 2 WG に長及び委員を置き、長は当該 WG の運営に必要な事項を掌理するとともに、連絡調整に当たり、委員は当該 WG の運営に必要な事務を処理する。
- 3 長及び委員は、校長が指名する。

(報告)

第7条 部会等において整理した事項は、その都度部会等を設置する室等の室等長に報告するとともに、当該年度末に整理した事項を取りまとめの上、部会等を設置する室等に報告するものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年6月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年2月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月16日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年5月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月10日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年6月4日から施行する。

## 別表

室・委員会等の名称	部会等の名称	任 務	組 織	部会等長	庶務担当
部会					
教務委員会	STEAM教育支援部会	STEAM教育支援に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	学生課
	スタートアップ教育推進部会	スタートアップ教育推進に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課 学生課
学生委員会	生活・通学指導部会	生活・通学指導に関すること。	(1) 学生主事補(副主事) (2) 学生主事補 (3) 学年主任	学生主事補(副主事)	学生課
	課外活動部会	課外活動に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	学生課
安全衛生委員会	化学物質管理部会	化学物質の管理に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課
分科会					
教務委員会	専攻科分科会	(1) 専攻科の運営に関すること。 (2) 専攻科における教育計画の立案に関すること。 (3) 専攻科の入学試験の実施、結果の分析、方法の改善検討に関すること (4) その他校長、委員長又は専攻科長が必要と認めた事項	(1) 専攻科長 (2) 専攻科長補佐 (3) 学生課長 (4) その他校長が必要と認めた者	専攻科長	学生課
担当					
広報室	入試広報担当	入試広報に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	学生課
	企画・広報担当	企画・広報に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課

	地域交流担当	地域交流に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課
	広報誌発行担当	広報誌発行担当に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課
キャンパス整備・マネジメント委員会	イノベーション交流プラザ運営担当	イノベーション交流プラザの運営に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課
	交通・駐車マネジメント担当	交通・駐車マネジメントに関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課 学生課
自己点検評価・改善委員会	教育改善フォローアップ担当	教育(教育システムを含む。)の改善に関すること。	(1)学科長及び教養教育科長 (2)その他校長が指定する者	校長が指定する者	学生課
	PDCA 推進担当	PDCA 推進に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課
	点検評価担当	自己点検・評価、外部評価、認証評価に関すること。 (教育・研究・施設・管理運営等)	(1)各学科及び教養教育科から選出された者 (2)その他校長が指定する者	校長が指定する者	総務課
教務委員会	学生表彰選考担当	学生の表彰の選考に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	学生課
	FD 担当	FD・SD の実施に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課 学生課
	グローバルエンジニア育成推進担当	グローバルエンジニア育成推進に関すること	校長が指定する者	校長が指定する者	学生課
	数理・データサイエンス・AI 教育プログラム担当	数理・データサイエンス・AI 教育プログラムに関すること	校長が指定する者	校長が指定する者	学生課
	半導体人材育成推進担当	半導体人材育成推進に関すること	校長が指定する者	校長が指定する者	学生課
研究推進委員会	テクノプラザ連携担当	テクノプラザの連携に関すること。	(1)研究主事 (2)各学科から選出された者1名	研究主事	総務課

	知的財産教育担当	知的財産教育に関すること。	(1)研究主事 (2)各学科から選出された者1名 (3)学生課長 (4)その他校長が必要と認めた者	研究主事	学生課
	実験安全・教育担当	(1)組換え DNA 実験に関すること (2)動物実験に関すること。 (3)病原性微生物等の管理に関すること。 (4)その他法令等により必要な手続きが定められている研究に関すること。 (5)学生等施設利用者の安全の確保に関すること。 (6)学生等施設利用者の安全衛生教育に関すること。 (7)施設及び設備の安全点検に関すること。 (8)その他委員長が必要と認めた事項	(1)研究主事 (2)各学科から選出された者1名 (3)教育研究支援センターから選出された者1名 (4)事務部長 (5)総務課長 (6)学生課長 (7)その他校長が必要と認めた者	研究主事	総務課 学生課
	GEAR5.0 推進・機器共有推進担当	(1)GEAR5.0 の事業推進に関する全般。 (2)機器共有に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課
ハラスメント防止等対策委員会	ハラスメント相談担当	ハラスメント相談に関すること。	(1)各学科及び教養教育科から選出された者	学生支援室長	学生課
全国高専共同利用マテリアル分析センターマネジメント委員会	全国高専共同利用マテリアル分析センター運営担当	全国高専共同利用マテリアル分析センターの運営に関すること。	(1)研究主事 (2)副研究主事 (3)研究主事補 (4)その他校長が必要と認めた者	研究主事	総務課
会議					

学生支援室	学生支援室運営協力会議	学生支援室の運営に関すること。	(1)学生支援室長 (2)学生支援室副室長 (3)学生主事 (4)学生支援室相談員	学生支援室長	学生課
WG					
キャンパス整備・マネジメント委員会	排水管理 WG	排水管理に関すること。	校長が指定する者	校長が指定する者	総務課